

9. とくしまバイオトープ・ プランの実現方策

9-1 普及啓発

9-2 人材育成

9-3 具体的な取り組みの推進

とくしまビオトープ・プランを県、市町村、県民、民間団体、事業者の協働により実現するための方策を示します。

9-1 普及啓発

①自然観察会やビオトープ講演会の開催

自然やビオトープに関する県民の興味を育むために、自然観察会やビオトープ講演会を行います。

県が主催する定例会

佐那河内いきものふれあいの里の自然観察会（月5～7回）

神山森林公園の自然教室（月2回程度）

愛鳥週間（5月10～16日）の探鳥会

徳島県立博物館の野外自然観察会、室内実習、みどりの探検隊等（月4回程度）等

②県広報やマスコミを通じての広報

保全、復元、創出されたビオトープについて、県広報やマスコミなどを通じて、積極的に広報を行い、ビオトープについての興味と意識を高めます。

③手引き書の作成

ビオトープを保全、復元、創出する際の具体的方法などを記した手引き書を作成し、一般県民が自発的に取り組めるようにします。

④ビオトープガイドマップの作成

多くの人実際にビオトープを見ることは、ビオトープの普及啓発において重要であることから、保全、復元、創出されたビオトープを網羅したガイドマップを作成します。

⑤事例発表会の実施

自分たちの取り組みを多くの人に知ってもらい、評価を受けることは、活動を継続していくために重要であることから、普及啓発もかねて事例発表会を実施します。

⑥相談窓口の設置

ビオトープの保全、復元、創出に関する相談窓口を設置し、情報や技術の提供を行います。また、専門家の紹介、仲介を行います。

⑦情報の提供

自然観察会の催しなど、関係する情報を電子情報などによって発信します。

また、みどりの国勢調査結果や徳島県環境資源情報図などの既存資料について、県民の効果的な利用が図られるようにします。

9-2 人材育成

①リーダーの育成

県民活動を継続、発展していくためには、活動を牽引していくリーダーが重要です。そこで、研修会の開催等により、ビオトープについての正しい知識をもったリーダーを育成していきます。また、本県では、行政、県民、企業のパートナーシップによる身近な環境改善活動を行うグラウンドワーク活動の推進を目指して、地域づくりのキーとなる人材の育成を徳島共生塾などの講座開催により、独自に行ってきました。そこで、こうした人材を核として、ビオトープの取り組みが県下に広がるよう努めます。

H 8～13年	徳島共生塾の開催により、身近な地域改善活動を進めるためのリーダーの養成を行ってきた。(271人)
H 14年～	徳島自然共生塾を開催し、年間50人程度の自然環境ボランティアリーダーを養成する計画

②地域づくりを進める団体の啓発

地域におけるビオトープへの取り組みを推進するために、各種情報の収集・集約・発信を行います。

③環境教育の推進

ビオトープの保全、復元、創出は、生物多様性の保全や、環境問題全般に深く関わっていることから、ビオトープを普及していくためには、環境について自ら考え行動していく人を育成する環境教育が重要です。そこで、学校や社会における環境教育を推進していきます。

特に、学校教育においては、教育活動全体を通して、環境への理解を深め、環境を大切にすることを育成するとともに、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する態度や資質、能力を育成する環境教育の充実を図っていきます。

④徳島県自然環境協力員制度の活用

本県では、自然に関する様々な情報提供や、動植物の一斉調査などをボランティアで行う自然環境協力員を県民から募り、その登録を行っています。そこで、今後はビオトープに係る研修会などを行い、こうしたネットワークを活かしたビオトープの調査や具体的なビオトープ事業への参加を呼びかけます。

9-3 具体的な取り組みの推進

(1) 県や市町村事業での取り組みの推進

①制度の効果的な運用

都市計画法、河川法、食料・農業・農村基本法、土地改良法、都市公園法、都市緑地保全法などの制度を効果的に運用します。

②各種事業における実施の検討

県が実施する各種事業において、ビオトープの保全、創出、復元の可能性について検討します。

③市町村への事業推進に向けたPR

身近な動植物相や地形などを地域住民レベルで把握する自然環境マップ(ビオトープマップ)の作成や具体的な地域参加型のビオトープ保全・復元・創出に向けた取り組みの推進を働きかけます。

④ビオトープ100の推進

県、県民、民間団体、事業者等が実施するビオトープの保全、復元、創出に関わる取り組みから、県民の参画や、地域本来の野生生物が住み続けられる場所として、質の高いモデル的な事業をビオトープ100として選定します。また、その評価の基準となるチェックリストを提案します。

(2) 推進環境の整備

①ビオトープネットワークを実現するための体制の整備

ビオトープネットワークを実現するためには、行政、県民、民間団体、企業がそれぞれ、ネットワークを意識して活動に取り組むことが必要です。また、自らの活動場所の周辺における他の取り組みを知ることや、各取り組み相互の調整を図ることも重要です。そこで、ビオトープの保全、復元、創出に関する取り組みを常に把握し、必要な情報を提供できる体制の整備を図ります。

具体的な方策

- ・各部局において、ビオトープに係る情報の共有や共通認識の醸成に向けて(仮称)庁内ビオトープ検討部会の設置や、(仮称)地域でのビオトープ勉強会(県、市町村、住民や地域づくり活動団体、企業)などに取り組みます。
- ・技術研修会等への職員の参加を図ります。
- ・企業からの資材提供など、ビオトープへの支援や協力に係る情報を収集し、発信していきます。

②ビオトープ事業のデータベース化と検証

県内で実施されたビオトープ事業の内容をデータベース化します。これを基に事業の効果や課題等について検証し、今後のビオトープ事業に生かせるようにします。

③適正なプラン活用の推進

本プランに示された内容が適切に実施されているかを点検するとともに、専門家などによる必要な助言や提言を受けることにより、現地に効果的に反映できるよう検討を行います。特に、モデル的な事業であるビオトープ100に選定された箇所については、地域における自主的な維持管理が継続されるよう働きかけます。

④基礎的な生物情報の蓄積

ビオトープ事業を地域の野生生物の生息・生育に役立てるために、生物の確認情報や生態的特性などの情報を、博物館や研究機関などと協力して蓄積していきます。

⑤技術の確立と提供

水質浄化や表土の保全、郷土種の苗木育成など、ビオトープの保全、復元、創出に役立つ技術の確立に努めるとともに、その成果を広く提供し、他の事業や取り組みに活用できるようにします。

⑥県や国を越える広域ビオトープネットワークの形成に向けた情報交換

広域的に移動する野生生物の生息環境を守っていくためには、県や国を越えたビオトープネットワークが必要とされます。そこで、県域を越えて、隣接県などと情報交換を行っていきます。

(3) 県民参加の機会の充実

ビオトープ事業への県民参加の呼びかけ

ビオトープ事業を実施する際に、植樹などの住民参加の機会を積極的につくり、県民の参加を広く呼びかけます。

